

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第3回理事会 議事録

1 日 時 令和元年12月18日(水)午後4時45分～午後5時50分

2 場 所 ベルクラシック甲府

3 出席者 理事長 小俣政男

理 事 神宮寺禎巳、宮田量治、内藤正浩

監 事 加藤隆博、柴山聡

(欠席者 なし)

(出席者 理事長・理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。)

4 会議次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 議 事

(3) 報 告

議 事)

規程(案)について

○議 長

初めに、規程(案)について説明願います。

○事務局

—規程(案)について説明—

資料1 会計年度任用職員就業規則

地方公務員法等の一部改正に伴い、現行の臨時職員及び非常勤嘱託等を「会計年度任用職員」に移行するため、「会計年度任用職員就業規則」を制定する。

施行期日は、令和2年4月1日からとする。

資料2 役員報酬規程

「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例」の一部改正に鑑み、「役員報酬規程」の一部改正を行う。

施行期日は、令和元年度分については令和元年12月1日から、令和2年度分については令和2年4月1日からとする。

資料3 就業規則及び職員退職手当規程

「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法」等の一部改正に伴い、「就業規則」及び「職員退職手当規程」の一部改正を行う。

施行期日は、令和元年12月19日から施行する。ただし、職員が成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定の削除については令和元年12月14日から適用する。

資料4 職員給与規程

「山梨県人事委員会勧告」及び「山梨県職員給与条例」等の一部改正に鑑み、「職員給与規程」の一部改正を行う。

施行期日は、給料表及び給料表の改定に伴う所要の改定（給料の調整額、昇給時号給対応表）等については平成31年4月1日からとする。勤勉手当の令和元年度分については令和元年12月1日からとする。勤勉手当の令和2年度以降分、住居手当の改定については令和2年4月1日からとする。期末・勤勉手当の非支給者を定める規定から、地方公務員法第16条第1号に該当して同法28条第4項により失職した場合の削除については令和元年12月14日から適用する。

資料5勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

働き方改革の推進に伴う労働基準法の一部改正に伴い、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。

施行期日は、令和2年1月1日から施行する。

○宮田理事

山梨県立病院機構における会計年度任用職員制度（概要）の任期の表記がわかりづらく、最長3年間しか任用されないように思われるのではないかと懸念を述べた。

○議長

実際の募集時は理解しやすい表現にするとともに、「詳細はお問合せください」などと添えることで対応すればよいと考える。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

報告)

令和元年度計画の上半期業務実施状況、中央病院及び北病院の稼働状況

○議長

次に、令和元年度計画の上半期業務実施状況、中央病院及び北病院の稼働状況について説明願います。

○事務局

令和元年度計画の上半期業務実施状況について、**資料6-1**により説明を行った。

○神宮寺理事、宮田理事

中央病院及び北病院の稼働状況について、**資料7**により説明を行った。

○加藤監事

資料6-1の経営分析比較について、1位が4項目と多いが、昨年と比べて状況はいかがか。

○事務局

昨年と同様である。

○加藤監事

減価償却比率は、一般論からすると最新設備を導入していれば高くなり、設備が古いと低くなる傾向にあるが、状況はいかがか。

○事務局

両病院とも減価償却の主たる部分は建物になり、特に中央病院の建て替えから10年以上が経過し、落ち着いてきているところ。

○加藤監事

医師や看護師が確保できない病院が多い中で職員が増えているというのは素晴らしいが、長期的にみた場合、公務員型の独立行政法人を選択しているため、人口減少が進み、団塊の世代の方々が医療の対象から抜けた後の人件費についても勘案されたい。

その他)

○司 会

最後に、次回理事会の日程について、お諮りしたい。
令和2年3月17日火曜日の16時からということによろしいか。
以上で令和元年度第3回理事会を終了とする。